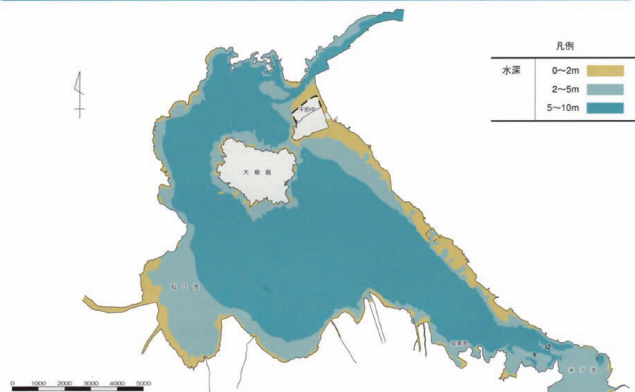


昭和29年(1954年)の地形

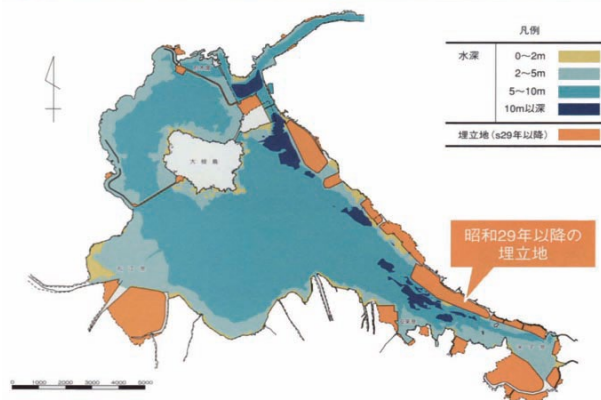


中海十珍 プラス1



現在の地形

資料：平成14年発行海図等より作成



昭和29年以降の
埋立地

1. 背景（１）干拓・淡水化事業の中止
2. 背景（２）自然再生推進法の成立
3. 中海自然再生協議会設立の経緯
4. 『全体構想』に込めた自然再生への思い



Outline of the Project 干拓淡水化事業の概要

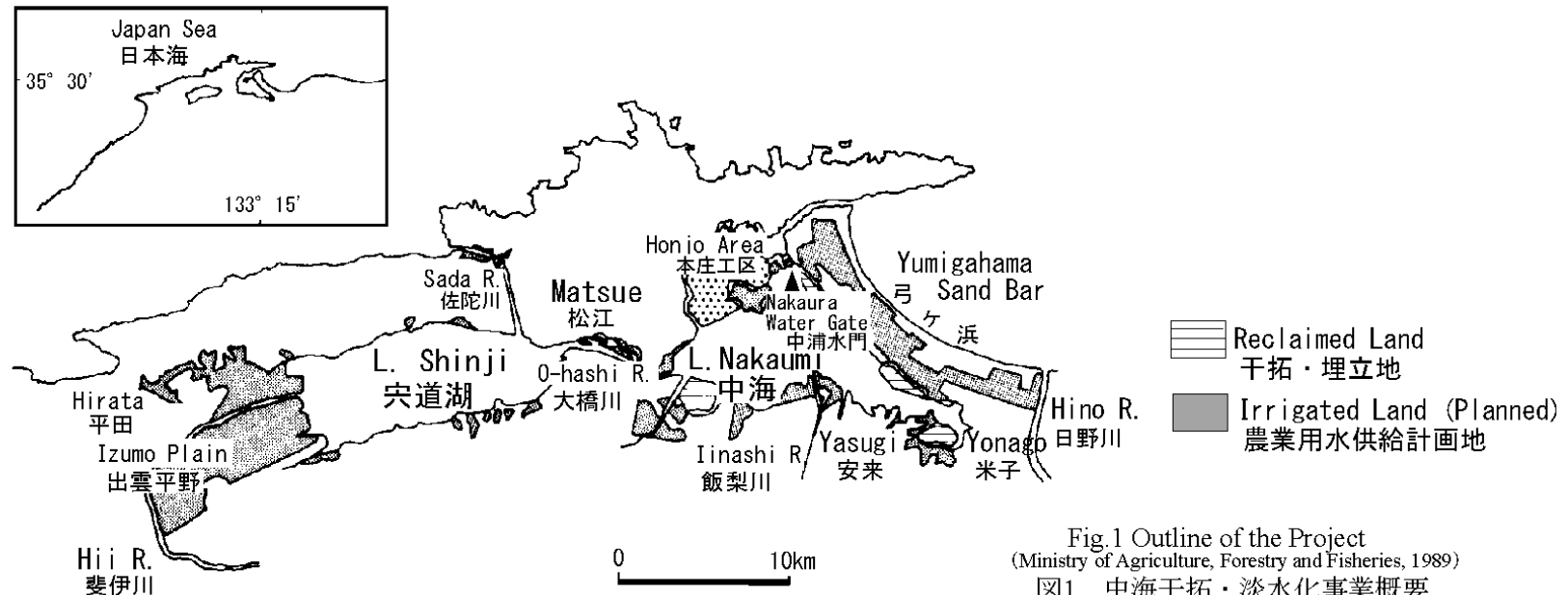


Fig.1 Outline of the Project
(Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1989)

図1 中海干拓・淡水化事業概要
(1989農水省資料より)

表1-17 干拓・埋立地区別用途面積

(単位: ha)

地 区		所 在 地	地区面積	造成面積			造成方式
				農 地	宅地及び農業 用施設用地他	計	
島 根 県	本 庄	松江市・八束町・美保関町	1,689	1,306	111	1,417	干 拓
	揖 屋	東出雲町・松江市	323	203	44	247	干 拓
	安 来	安来市	204	128	23	151	干 拓
	小 計		2,216	1,637	178	1,815	
鳥 取 県	彦 名	米子市	179	133	4	137	埋 立
	弓ヶ浜	境港市	146	110	6	116	埋 立
	小 計		325	243	10	253	
計			2,541	1,880	188	2,068	

注 : 揖屋・安来・弓ヶ浜地区については確定したものである。

資料 : 島根県「中海干拓事業及び国営農地開発事業営農推進の概要 (平成2年4月)」

表1-18 農業水利受益面積

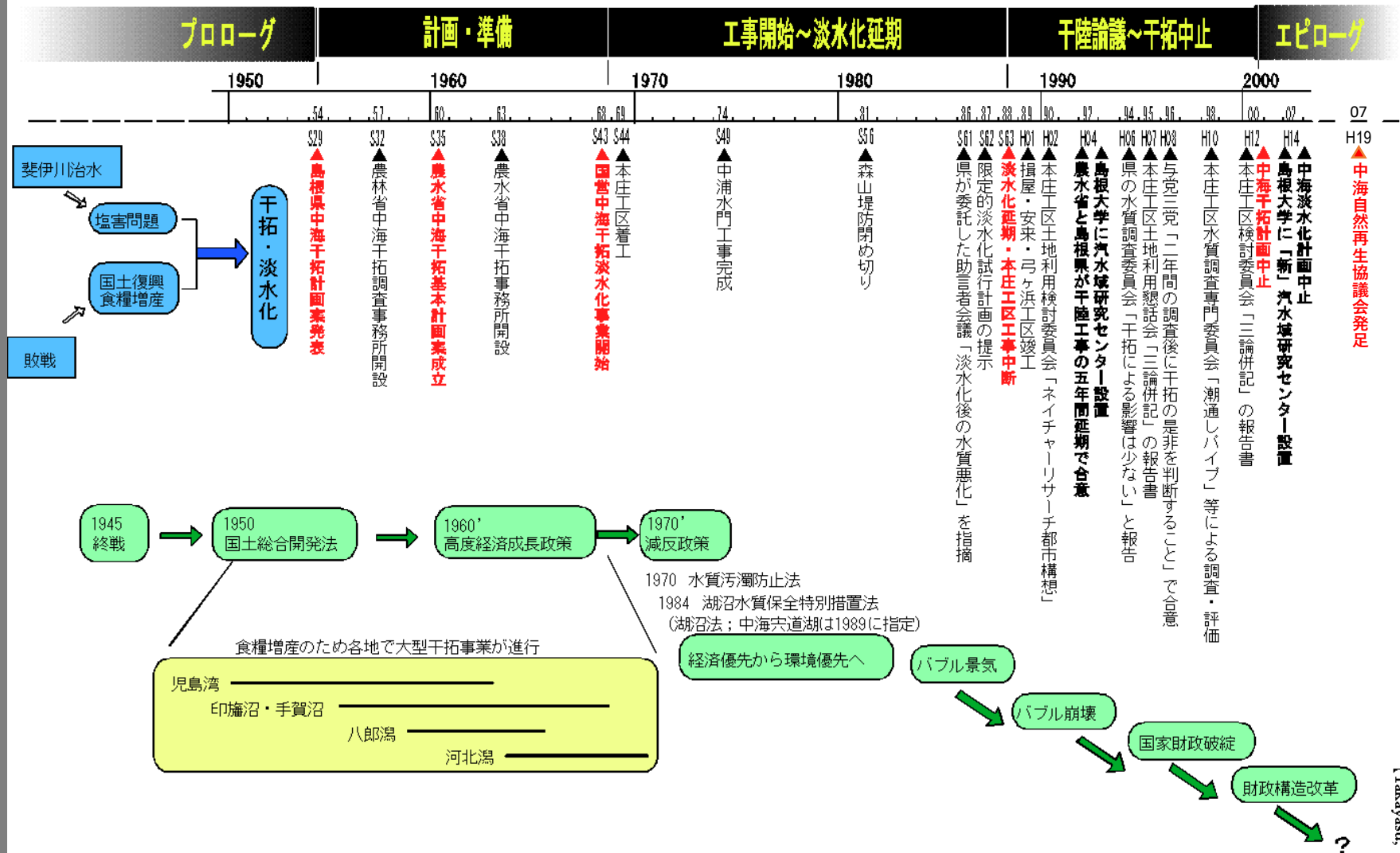
(単位: ha)

地 区	所 在 地	受益面積
弓ヶ浜半島	米子市・境港市	2,530
斐伊川左岸	平田市	940
八 束	八束町	310
斐伊川右岸	斐川町	2,280
県営(1地区)	松江市・東出雲町	250
団体営	松江市(5)・安来市(9)・東出雲町(1)	990
(25地区)	鹿島町(2)・宍道町(2)・玉湯町(3)	
	平田市(3)	
計		7,300

注 : 各数値については確定したものではない。

資料 : 島根県「中海干拓事業及び国営農地開発事業営農推進の概要 (平成2年4月)」

中海干拓・淡水化事業の変遷



Unfinished close 未完の終結

「昭和の国引き」 未完の終結

「本庄工区」最終決着

複雑な表情 澄田知事
振興策実現に熱い思い

政治主導に揺さぶられ…

水質保全と淡水化後始末
待ち受ける課題

思惑すれ違う国と県
舞台裏は激動の連続

振興策確約
目算が狂う

40年待ったのに…

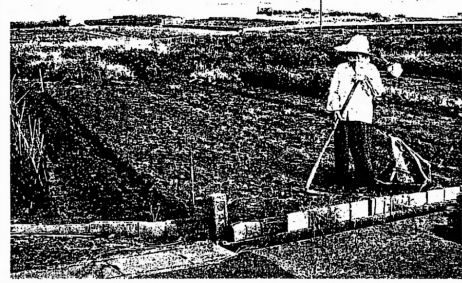
本庄工区干陸中止

推進派住民は落胆

地域 先行き見えぬいら立ち
振興

国中海干拓・本庄工区干陸中止が事実上決った二十八日、地の松江市島根県八束・美奈岡町の推進派住民は落胆とありきりながら、約四十年待たれ続けた、公共事業見直しの大波のみなされた夢の干陸地。住民は先行きの見えない地域振興にいら立ちも募らせている。

干陸で最も多くの土地を、殺さぬ、干間町連立は得るはずだった八束町で「私たちは数十年間待った。与党はむかぬ数時間の猶の音がした。大山づくに農地を借り、ボヤンを栽培する困難。情だ。」

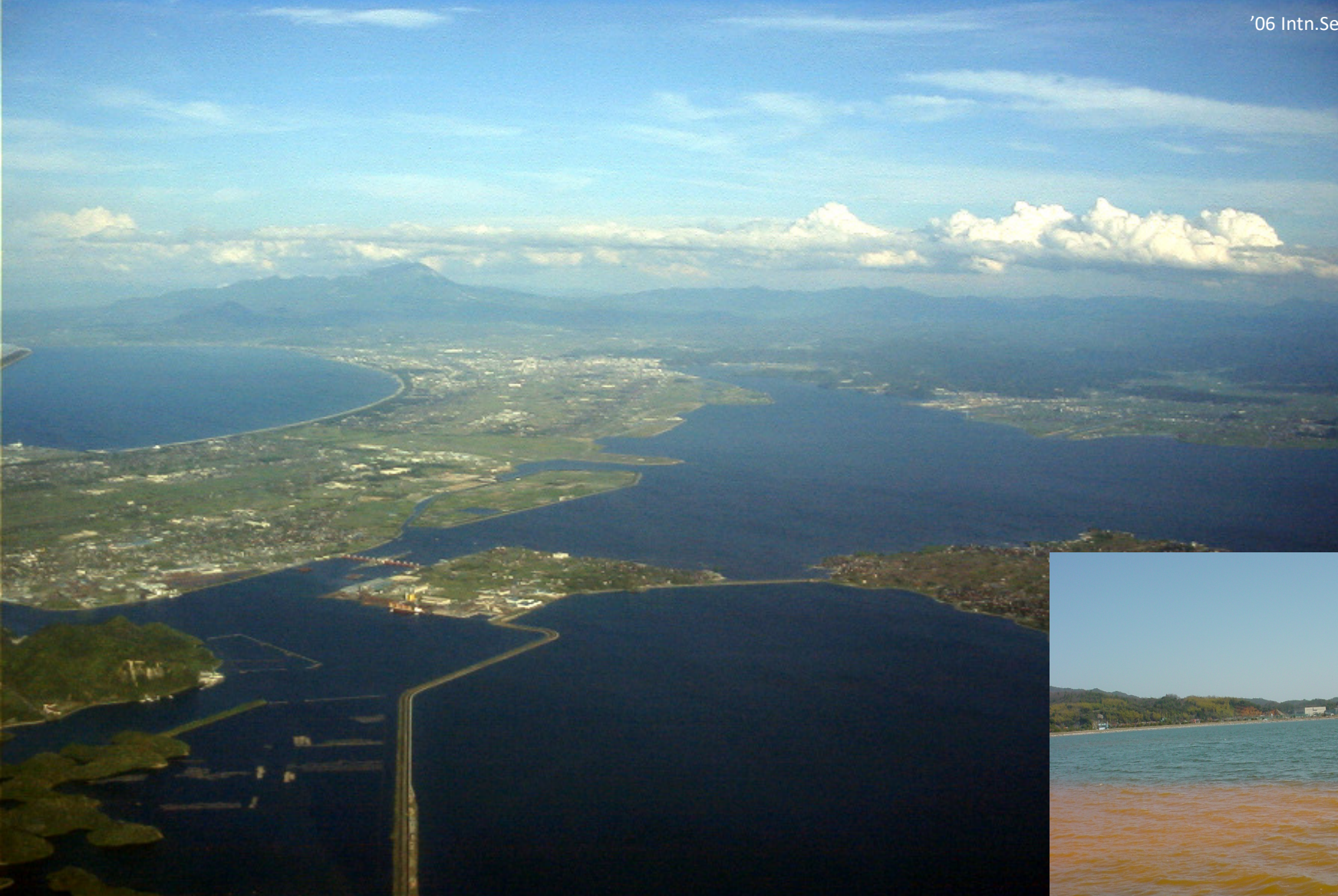


干陸の下がる多量、畑で農作業をする女性。干陸が実現すれば、思はず農業を離れたいと、干陸を望む八束町連立。

干拓事業のスタートは、高校卒業後就職し、時期と重なる。あのころは大きな夢を抱いていた。今は農業の未来が描けず、戸惑いを隠さない。

本庄地区、干陸を前に、道路など地域整備の足跡が残っている。干陸が実現すれば、地区町内会連合会の大利会会長は「国を信じていた。期待を裏切られた。思いは強い」と住民の情を代弁する。

「このままでは地域全体が取り残されてしまう。地元選出の松江市議員も、は代官の振興策に地域発展の望みを託すが、「地域ではある人、干陸が実現すれば、思はず農業を離れたいと、干陸を望む八束町連立。」



L. Nakaumi survived as a coastal lagoon with significant damage.

ともかく中海は残った。傷だらけのままで・・・



Blaze a new path to the future. 未来に向かって・・・

起こりうる問題

汽水域では

富栄養化／外来移入種／有害物質／地球環境変化／非点源汚染の増加／非管理表層水流入／・・・

沿岸・流域では

人口流出／過疎・高齢化／産業構造変化／流通・情報革命システムの変化／・・・

・汽水環境と人間社会の共存(Coexistence)

いかにうまくつきあうか？

・生物と人間の汽水環境の共有(Commonage)

いかにうまく資源を使うか？

・自然と人間の共栄(Co-prosperity)

いかに健康に発展できるか？

住民コンセンサス会議

Consensus meeting

共同立案・政策提言

**Collaborative planning
/Policy recommendation**

自然再生推進法成立の背景～国会の動き～

平成13年10月

与党「環境施策に関するプロジェクトチーム」

自然再生を推進するための法案の検討が開始

平成14年5月

与党「自然再生推進法案(仮称)」を作成

各党内や与党PTでの議論、関係各省、NGOからのヒアリングを経て与党案作成

平成14年6～7月

与党と民主党の間で法案について調整

独自に検討を進めていた民主党と調整を行い、法の目的等に「生物多様性の確保」の追加、「自然再生専門家会議」の設置等が盛り込まれる。

平成14年7月

与党及び民主党の関係議員「自然再生推進法案」を国会に提出

平成14年11～12月

「自然再生推進法案」が審議され、12月4日に賛成多数で成立。

衆議院では、自由党の要請により、主務大臣が自然再生事業実施計画に助言を行う際に、自然再生専門家会議の意見を聞くことを義務づけることなどの改正。

参議院では、自然再生協議会の組織・運営の適正化、NPO等の参加の公平性の確保などを求める付帯決議を実施。

自然再生推進法とは

★目的(第一条)

自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

「基本的方向を定めるとともに、自然再生の基本的枠組み、手順を定めるもの」

★「自然再生」とは(第二条)

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全・再生・創出・維持管理すること。

「開発行為の代償措置ではないことを、基本方針に明記」

自然再生推進法が定める基本理念(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(自然環境学習)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

自然再生協議会

実施者
(協議会の呼びかけ)

都道府県

市町村

自然再生協議会で行う事務

- 自然再生全体構想の作成
- 自然再生事業実施計画の作成
- 自然再生の実施に係る連絡調整
- ※ 協議会の組織及び運営に関して必要な事項の決定

関係行政機関

参加しようとする者(地域住民、NPO等、専門家、土地所有者等、その他)

自然再生全体構想

- ★自然再生の対象となる区域
- ★自然再生の目標
- ★協議会に参加する者の名称又は氏名およびその役割分担
- ★その他自然再生の推進に必要な事項

自然再生実施計画

- ★個々の自然再生事業の対象となる区域
- ★個々の自然再生事業の内容
- ★周辺区域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果
- ★事前調査や事業機関中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- ★その他自然再生事業の実施に必要な事項

経緯

(1)島根県と鳥取県の4市1町にまたがる中海地区は、かつては、広大なアマモ場があり、サルボウ貝(赤貝)に代表される豊富な魚介類の生産の場であった。しかし、高度経済成長期に実施された中海干拓・淡水化事業などの大型開発行為により、水質の悪化やアマモ場の消滅、水産資源の減少などが進み、かつての豊潤な自然環境が大きく損なわれている。

(2)平成17年3月には、自然再生協議会の設立のための情報の収集、米子湾の現況や過去の状況把握と自然再生のイメージづくりなどを目的として、民間団体の呼びかけにより「米子湾の自然再生に向けた勉強会」が開始され、平成18年3月までの間、合計12回にわたり勉強会が開催された。

(3)平成18年8月には、民間団体「自然再生センター」の呼びかけにより「中海自然再生協議会設立準備会」が設立され、自然再生協議会設立に向けた手続き、地方公共団体、関係行政機関の参加の可能性、自然再生協議会の規約案などについて合計6回にわたり検討された。

(4)平成19年6月に自然再生推進法に基づく「中海自然再生協議会」を設立。
「豊かな漁場・遊べるきれいな中海」をめざして、

- 1)住民参画型地域作り
- 2)環境教育の推進
- 3)ラムサール条約に基づく水鳥との共存
- 4)アマモ場の再生と赤貝(サルボウ)の復活
- 5)水質浄化と底質改善による汽水域生態系保全

の5つを推進の柱に、浚渫污泥処分場の有効利用、上水源である飯梨川の保全と流域住民の生活・漁業・産業の振興、米子湾の水質改善、浅場での水生植物・二枚貝等の再生などの具体目標について検討する予定。

地元N紙からの質問に答えて

Q1 干拓淡水化事業の転換からの教訓をどうとらえているか？

※「中海自然再生全体構想 はじめに」では、その歴史の経験から得た「気づき」と、認識するに至った「責務」を指摘。

・「(わたしたちは、この間の歴史を身をもって経験し)人工的な自然改変の及ぼす結果の重大さに気づいた」

・「...人々が中海とともに豊かに生きていた頃の自然を可能な限り再生し、それを子々孫々にまで確実に伝えていくことが責務であると認識」している—と。

A. 上記の通りです。干拓淡水化事業が進行していた頃は、それに賛成か反対かと言う議論に終始し、事業が突如中止された場合にその後の中海をどうするのか、と言うことは恐らく誰も考えていなかったのではないかと。中海干拓淡水化事業が国家事業として進められてきたため、その事業主体の国がギブアップしてしまったら、地域の住民はどう考えて良いかわからなくなるのは当然であろう。しかし、混乱から一息ついて冷静に考えれば、当時どちらの立場であったにしても、中海の現状を素直に見直す事を出発点として、これからこの水域をどうしたらよいのか、子々孫々の代まで自慢できる豊かな中海を再生するにはどうしたらよいのか、を改めて問い直すのは必然の帰結である。いまさら国に責任を押しつけてみたところで何も先に進まない。これは、すべてを見てきた沿岸の住民にしかできないことである。

Q2 「中海自然再生全体構想」をまとめたことの意義は何か？

A. さまざまな団体、組織が、それぞれの思いを込めて取り組んできたことが、お互いに見えるようになったこと、共通の目標に向かってそれぞれの役割や位置づけがより明確になったこと。事業の規模、手法など違いがあり、同じペースで歩調を合わせるのは難しいが、むしろ、その違いを前提に、互いに智恵と力を出し合って相乗効果が生まれる事を期待している。

先行している他の自然再生事業と自然再生協議会の関係は、国や自治体の再生事業に協議会が加わって効率的・効果的な事業の達成をねらったものが多いように見える。それは「公」が“一方的に”進めてきた（「公」の都合が優先しがちな）従来型の公共事業に比べれば悪いことではないが、中海ではむしろ、地元住民が主体的に自然再生をしたい、という意志が優先している。その意志を結集したNPO法人が中心となって再生協議会を立ち上げたのは全国初である。

Q3 中海自然再生の「目標」を「昭和20年代後半から30年代前半」に設定した理由は？素人目にも相当、高い水準の目標と思われるが、そこを目指そうと考えたのはなぜか？

A. 一言で言えば、わかりやすいから。その頃を憶えている人がまだ生きている間に、当時はどうだったのか、その後どう変わってしまったのか、を後世に伝えるのは今しかない。ただ、それが単なるノスタルジーからの発想では、次世代を生きる人々には伝えられない。生活スタイルをすべて当時に逆戻りさせることは不可能である。

昭和20年代後半から30年代前半は、中海の自然と沿岸住民が調和のとれた共生をしていた。汽水域としての豊かさをもたらしていた中海の環境は、極論すれば中海に棲む生物によって維持されていた。また、その生物たちをうまくコントロールしていたのは沿岸や流域に住む人々であった。生物固有の生態系に人間の営みが加わったシステム(生物－人間生態系)がうまく機能していた。所謂「里海」であった。人間の営みが中海から離れていったことによって、生物たちは中海の環境を維持できなくなった。

多くの人が中海にもう一度目を向けて貰う事が必要であり、また、中海沿岸において人間の営みが今後どう展開されるかを見据えつつ、それに応じた生物と人間の好ましい共生関係を構築していく必要がある。従って解答は一つではなく、多様な事業を多様な手法で進める中で、互いにその効果を確認し、相乗効果が生まれる方向を模索していくことになる。

確かに、そう簡単にこの目標には到達しないかも知れない。しかし、多くの自主的に活動してきたグループが参加している本協議会のような場合、あまり具体的で急ぎすぎる目標を設定すると、各グループが目指してきた目標をそれに合わせて大きく修正しなければならない事態も懸念される。協議会としては各グループが創意工夫を凝らしてこれまで通り生き活きと活動してもらえるように、大目標は誰もが想定しうることに設定した。その大目標に照準を合わせたベクトルに沿って、より具体的な中目標、小目標を各グループで設定し、それが達成しているか確認していけばよい。

Q4 「5つの推進の柱」の特徴は？ 中海の自然再生に固有の特徴や意義は？ 先駆性は？

A. 前述したように、我々は中海に自然のサンクチュアリを作ればよいという単純な考えは持っていない。中海圏域には50万人以上の人々が生活をしている。その中で必要な自然とは何か？ということを最優先して進めたい。中海に知床や屋久島でイメージされる自然再生しようとしているのではない。

一方、中海のような広域の自然(環境)を再生するには、人間の力だけでは出来ない。生物(微生物も含めて、中海に棲めるすべての生物)に協力して貰うのが最も効果的と考えている。したがって、どの生物にどのように協力して貰うか、その生物が生息し、環境修復に活躍して貰うのに必要な環境をどのように用意するか、ということから進めていく必要がある。浅場を作ったり、浚渫窪地を埋め立てたり、といったことはそういう位置づけである。

Q5 「5つの推進の柱」の取り組みの現状と課題、特有の難しさは？

「実施計画」策定は今、どんな段階にあるか？

- ※①水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全
- ②水質と底質の改善による環境再生
- ③水鳥との共存とワイズユース
- ④将来を担う子どもたちと進める環境学習の推進
- ⑤循環型社会の構築

A. 個別にはいろいろ課題があるが、ここでは全体的な問題として回答します。

最大の問題は、事業を実施する資金をどう確保するか、ということである。初めに事業ありき、というこれまでの自然再生協議会とは違い、民間(NPO)主体で立ち上げた本協議会では、当然予想された課題であった。そこで、当面は、これまでわずかな補助金やボランティア的に自己資金で個々にやってきたやり方を踏襲せざるを得ないが、事業の必要性を行政等にも積極的に訴え、理解して貰って補助金等を引き出すこと、協議会の固有事業ではないが、例えば既に進行中の国の浅場再生事業などと協議会の事業を連携させることで、相乗的な効果が上がるように工夫すること、など努力していく。実際、国の機関や自治体にも協議会に入っただき、議論に加わっているので。今後は協議会の事業に沿った形で予算獲得に動いて貰うことも可能になるだろうと期待している。こうした積み重ねが、最終的には住民や地域が本当に必要とする公共事業の実現へとつながると考えている。

協議会委員から出された個別実施計画案は協議会内に設置した専門家会議で検討し7月の協議会で暫定案として了承され、関係者に見ていただいた。5つの柱に沿った形で9つの計画に整理されたものであったが、それぞれが別個の計画のように受け取られるような書き方だったため再検討をした方がよいという意見であった。10月に開催された協議会でこのことを報告し、相互の関連がより明確にわかるように一つのテーマにそった計画にまとめて提出することになり、現在、協議会の中に設置されたアドバイザ委員会(国交省、環境省、島根鳥取両県の中海環境担当者の委員を含む各分野の専門家からなる)で詰めをしている。今後数回の協議会を経て、遅くとも平成23年度中には成案として実施計画をまとめる予定である。

なお、この実施計画を我々は第一段階目と位置づけており、協議会の独自事業としてそれぞれのグループが進めている再生事業を更に発展させて3年後には第二段階の事業計画としてまとめていくことにしている。

Q6 「基本的な考え方」で示された留意事項のうち、特に大事だと思われる事項は何か？

- ※①自然再生事業の対象(「保全」「再生」「創出」「維持管理」)
- ②多様な主体の参加と連携
- ③科学的知見に基づく実施(これは、これまでの知見の集積が生きるのではない)
- ④順応的な進め方

A. 上記の何れも大事だと思っています. とくに本協議会の特徴である「民間主導型」という視点に立てば, それぞれのグループの活動や協議会の事業のベクトルがQ3のAで述べた共通の目標に確実に向かっているか, と言うことを相互にチェックし確認し合うこと(上記の②に近い), また, もし, ベクトルがその方向から逸れていたり, いっこうに効果が現れてこない時に恒に修復・修正できる体制(上記の④に近い)を構築していくことが大切である. これを怠ると, 運動体としても独りよがりになって持続しない.

Q7、行政や住民に期待されることは何か？

A. まず第一は、中海の自然再生事業については長い目で見守っていただきたい。30年余り掛けて壊してきた自然です。修復するのに時間も掛かります。

第二には、とくに住民の方は今以上に中海に目を向けていただきたい。この地域の次世代を担う子供達が、世界に向かって自慢できる中海の自然とは、また、自然と沿岸住民との共生が持続的に可能となる社会とはどのようなものか、を常に主体的に考えていただきたい。行政は、そうした住民の思いを支援し、実現することに積極的に税金を使っていただきたい。

中海自然再生 全体構想

中海自然再生協議会
平成20年11月

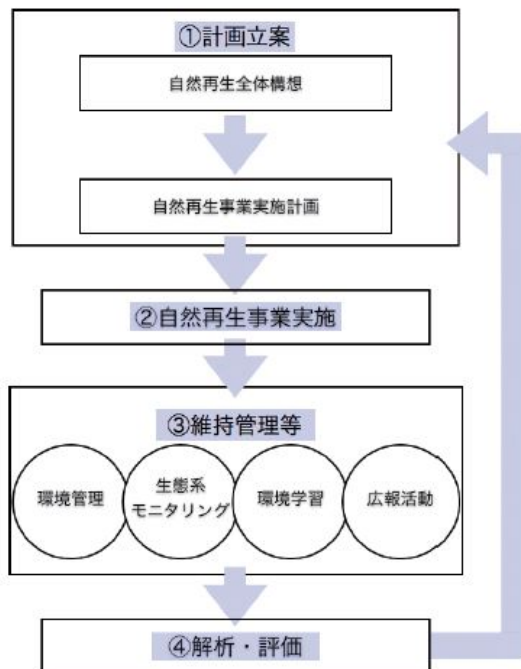


5つの推進の柱（大きな目標）

- 1) 水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全
- 2) 水質と底質の改善による環境再生
- 3) 水鳥との共存とワイズユース
- 4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進
- 5) 循環型社会の構築



目標を達成するための5つの推進の柱



なかうみちゃんブログより

自然再生全体目標

「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築する。